

世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置  
に関する基本的な考え方

平成20年8月  
世田谷区教育委員会

<b>第1部 教育ビジョンの推進と教育環境の整備</b> .....	1
1 世田谷区教育ビジョン第2期行動計画の実現に向けて .....	1
2 教育環境の整備に向けて .....	2
<b>第2部 区立小・中学校の現状と課題</b> .....	3
1 世田谷区の児童・生徒数の動向・推移 .....	3
2 地域による児童・生徒数の偏在化傾向、大規模校と小規模校 .....	4
(1) 児童・生徒数の偏在化傾向 .....	4
(2) 大規模校 .....	5
(3) 小規模校 .....	5
3 進む校舎の老朽化 .....	6
4 これまでの取り組み .....	7
<b>第3部 取り組みの方向・基本的考え方</b> .....	8
1 取り組みの方向 .....	8
(1) 取り組みの方向 .....	8
(2) 計画化にあたって .....	8
(3) 計画の推進 .....	9
(4) 区民参加による施策の推進 .....	9
2 基本的な考え方 .....	10
(1) 大規模校に対する考え方 .....	10
(2) 小規模校に対する考え方 .....	10
(3) 老朽化に対する考え方 .....	11

## **第1部 教育ビジョンの推進と教育環境の整備**

### **1 世田谷区教育ビジョン第2期行動計画の実現に向けて**

世田谷区教育委員会では、平成17年3月、今後10年間の教育の方向性を示す「世田谷区教育ビジョン」を策定しました。子どもたちが、自他を敬愛し、理想と志をもち、日本の文化、伝統を継承し、世界の人々と共に生きることのできる自立した個人として成長することを目指し、子ども像を定めるとともに、具体的な3か年の計画として、第1期行動計画を定めました。

この度、教育基本法をはじめとする関係法令の改正や学習指導要領の改訂等の動きを踏まえ、さらに第1期行動計画の実績に基づき、教育ビジョン第2期行動計画（平成20年度～平成23年度）を策定しました。

教育ビジョンでは、次の5つの施策の柱を掲げています。

#### **①地域とともに子どもを育てる教育**

全国に先駆けて学校協議会を設置するなど、開かれた学校づくりに取り組み、地域とともに特色ある教育活動を進めてきた世田谷区では、今後とも、学校・家庭・地域の連携による地域教育基盤の機能を高めるとともに、地域運営学校や学校関係者評価を拡充していきます。さらに、図書館の充実や、PTA活動と連携した家庭教育への支援に取り組みます。

#### **②未来を担う子どもを育てる教育**

区教育委員会では、「知・徳・体」を柱とした、質の高い教育の充実に取り組んでいます。

学校教育法の改正を踏まえ、小・中学校9年間を見通した質の高い学校教育を実現するためのカリキュラム・教材・学校運営の開発を進めます。また、平成19年度から全ての区立小・中学校で実施している教科「日本語」では、平成20年度から中学校で「日本文化」の授業を開始するなどの充実を図っていきます。

#### **③信頼と誇りのもてる学校づくり**

教員一人ひとりの資質を高めることや、学校改善を継続的に推進すること、また、地域に開かれた学校づくりを進めること、さらに学校の安心・安全を確保することなどを通して、区立小・中学校が、子どもたちや保護者、地域の方々から信頼され誇りとされるとともに、教職員を含めて、すべての学校関係者が自らの学校に誇りをもてるような学校づくりを推進します。このため、教員の研究・研修環境及び機能の充実や学校サポート機能の充実、学校からの情報発信や、学校関係者評価制度の充実・改善を図っていきます。

#### ④教育環境の整備

学校は、子どもたちの学びの場・生活の場であるだけでなく、地域コミュニティの核としても重要な役割を果たしています。新たな学校施設整備基本方針に基づき、環境にやさしい学校づくりや教育の情報化、さらには安心・安全に配慮した学校施設を整備していくとともに、学校の適正規模化・適正配置に取り組んでいきます。

#### ⑤教育委員会の改革

区教育委員会では、平成18年度から「世田谷区教育フォーラム」を開催し、世田谷の教育の取り組みを広く内外に発信するとともに、地域の教育力を生かし信頼と誇りのもてる学校づくりを進めてきました。今後とも、区民の教育に対する高い期待に応えるよう、教育委員会の透明性の向上や説明責任の確保を図るとともに、教育委員会の活動の充実に取り組んでいきます。

## 2 教育環境の整備に向けて

世田谷区教育ビジョンでは、質の高い教育を実現するため、教育環境の整備を施策の柱の一つに掲げています。

特に、後述する区立学校の大規模化や小規模化への対応を図る必要があることから、区教育委員会では、平成17年3月に設置した、教育委員会事務局と区長部局の関係所管や区立小・中学校校長会代表で構成する教育環境等検討委員会で、新たな学校施設整備基本方針やこれに基づく改築校の選定、そして、今後の区立小・中学校の適正規模化・適正配置の推進に向けた基本的な考え方について検討してきました。検討にあたっては、平成31年度までの児童・生徒数の将来予測を行い、教育ビジョン第1期・第2期行動計画や、新たな学校施設整備基本方針、公共施設整備方針等を踏まえ、次世代を担う子どもたちを健全に育む教育環境整備に向けて検討してきました。

この「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方」は、教育環境等検討委員会での検討に基づいています。

## 第2部 区立小・中学校の現状と課題

### 1 世田谷区の児童・生徒数の動向・推移

戦後からの世田谷区立小・中学校の児童・生徒数の推移をみると、昭和30年代の第一次ベビーブームと、昭和50年代の首都圏への人口集中・第二次ベビーブームによる2つの大きなピークがみられます。世田谷区では、こうした動きに合わせ、学校の新設や鉄筋校舎への建て替え、増築等を行ってきました。

その後、児童・生徒数は一時減少に転じましたが、再び平成10年頃から、第二次ベビーブームに生まれた世代の子どもが学齢期に達したこと、マンション建設・宅地開発等による人口流入によって再び増加傾向に転じています。平成18年度に実施した世田谷区の人口推計によると、少子高齢化という社会的傾向の中にあっても、かつての急増期には及ばないものの、児童・生徒数は、向こう15年程度、微増または横ばい傾向が継続していくことが予測されます。

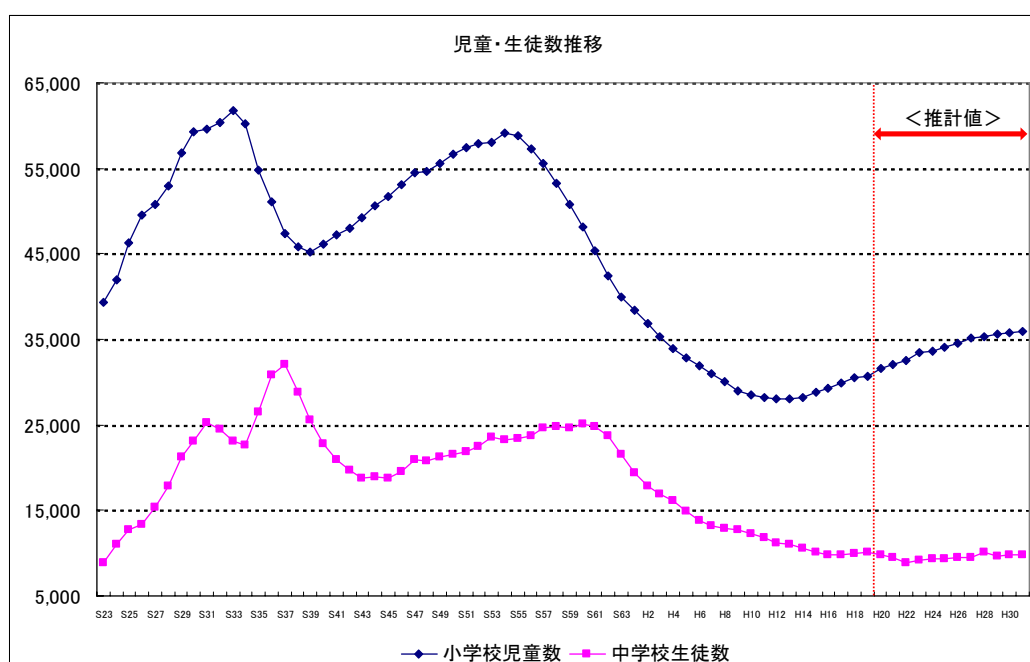


図1 区の児童・生徒数の推移と予測

## 2 地域による児童・生徒数の偏在化傾向、大規模校と小規模校

世田谷区の児童・生徒数が微増または横ばい傾向にあり、当分の間こうした傾向が続く中であって、地域や学校区の単位で見ると、増加傾向が顕著であったり、減少がみられるところがあります。環状8号線沿いや西・北部地域では、平成10年以降、マンションブーム等による人口流入で児童・生徒数が著しく増加しました。一方、環状7号線の東側は、早くから市街地が形成されたこともあり、全体として児童・生徒数はゆるやかな減少傾向にあります。

### (1) 児童・生徒数の偏在化傾向

現在の区立小・中学校の児童・生徒数と今後の推計値から、5年後を予測すると図2と図3のようになります。こうした偏在化の傾向は、今後、固定化するとともに強まっていくことが考えられます。

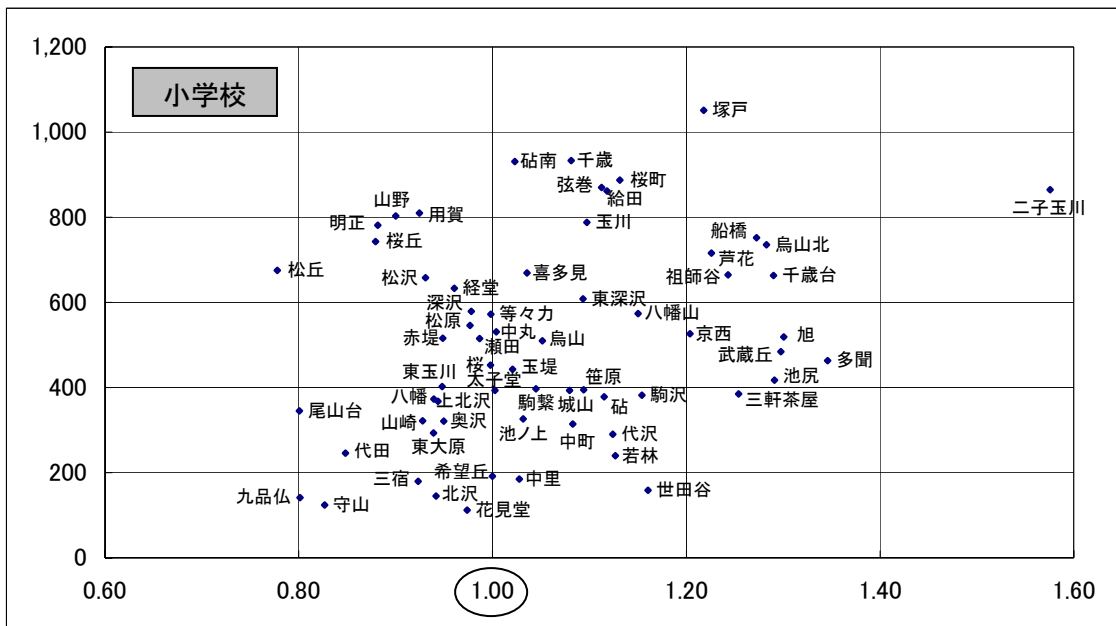


図2 平成25年4月時点の区立小学校児童数予測(たて軸)・伸び率(横軸)

<表の見方>

**たて軸** 平成25年4月時点の児童・生徒数の予測人数(人)

※ 世田谷区が推計した将来人口に基づき、各学校への就学予定児童・生徒数に、進学率や集合住宅等の開発見込みなどの影響を考慮している

**横軸** 伸び率(倍)

平成25年4月児童・生徒数

平成20年5月児童・生徒数

※ **1.00**より 小さい場合→児童・生徒数が減少すると見込まれる  
大きい場合→児童・生徒数が増加すると見込まれる

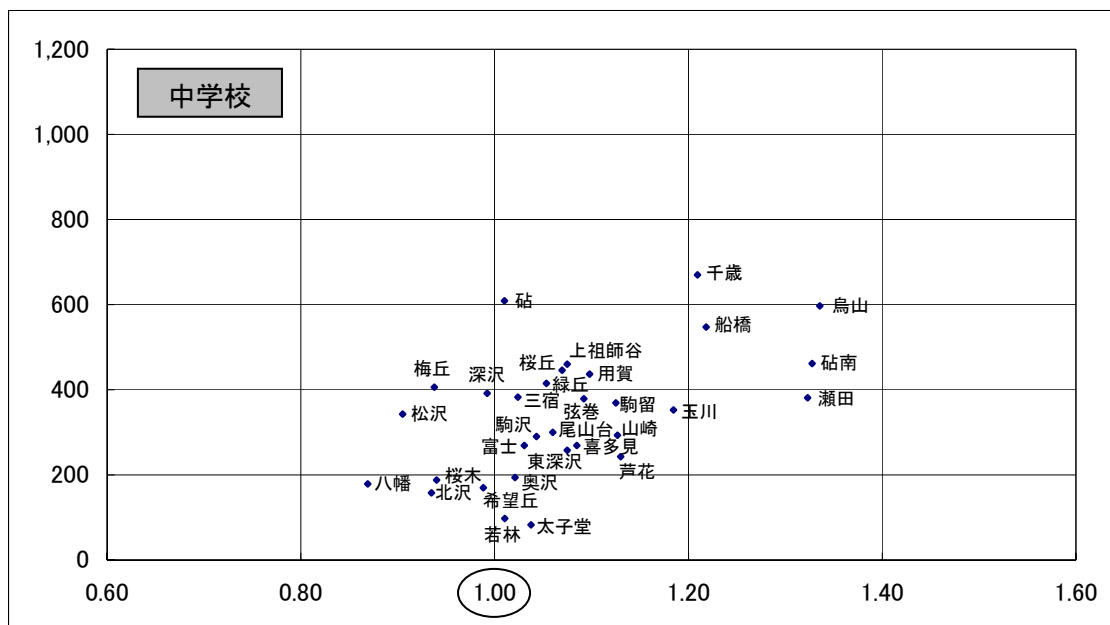


図3 平成25年4月時点の区立中学校生徒数予測（たて軸）・伸び率（横軸）

## (2) 大規模校

小・中学校の適正規模について、定まった定義はありませんが、国では12～18学級を標準としています。

大規模校の特性として次のようなことが指摘されています。

一般に大規模校では、大勢の児童・生徒によって学校行事や部活動などの様々な活動が活発に行われている様子がみられますが、一方で、普通教室や特別教室の不足など施設面での問題があります。学校運営や指導の面では、個々の児童・生徒の学校生活の様子などをきめ細かく把握することが難しいことなどがいわれています。

世田谷区では、施設規模に比べて児童・生徒数の増加が顕著な大規模化の傾向が、主に環状8号線沿いや西・北部地域の小学校に多くみられます。これらの学校では、教室などの施設が不足することなどが懸念されます。

## (3) 小規模校

小規模校では、児童・生徒一人ひとりの特性把握や個に応じたきめ細かな指導ができ、児童・生徒同士、あるいは児童・生徒と教員の親密な人間関係が構築できるといわれる一方で、次のようなことが指摘されています。

- ① 多様な人間関係による児童・生徒同士の切磋琢磨の機会が少なく、活気が低下する傾向がある。
- ② 1学級ではクラス替えができず、人間関係が固定化しがちであり、授業や

学校行事などにおけるグループ編成が限定されがちである。

③ 学芸会、運動会などで、集団による多様な活動が困難となりがちである。

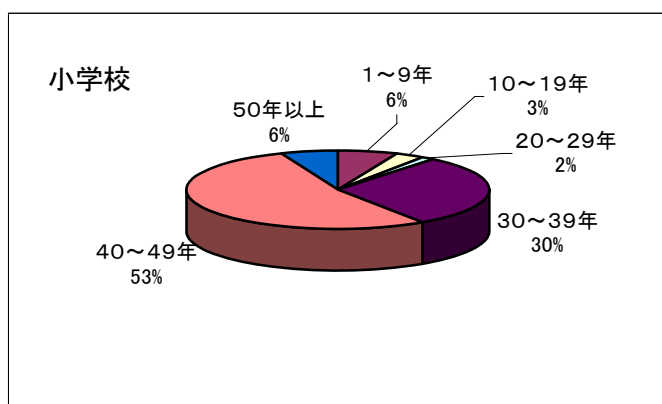
④ 教員数が少ないことによって多様な指導や部活動が制限されがちである。

児童・生徒数及び学級数が減少し、今後も横ばいまたは減少傾向が続くことが見込まれる学校では、児童・生徒の学校生活や学習活動、及び学校運営や地域連携の面で、今後の推移を見通しながら、学校の活性化のための方策など適切な対応が求められます。

### 3 進む校舎の老朽化

世田谷区では、校舎の鉄筋コンクリート化を昭和30年代から開始し、昭和50年代の児童・生徒数の急増に合わせて、校舎の増築等を行ってきました。

現在、鉄筋コンクリートによって建設され建築後50年を経過した学校が4校あり、このままでいくと、平成31年には、建築後50年を経過する学校が、60校に達します。鉄筋コンクリート造の建物は、建築後40年～50年を経過すると劣化が進んで初期の機能を発揮できなくなるといわれており、改修費等が増大します。



小学校築年数	校数
1～9年	4
10～19年	2
20～29年	1
30～39年	19
40～49年	34
50年以上	4

中学校築年数	校数
1～9年	2
10～19年	0
20～29年	3
30～39年	8
40～49年	18
50年以上	0

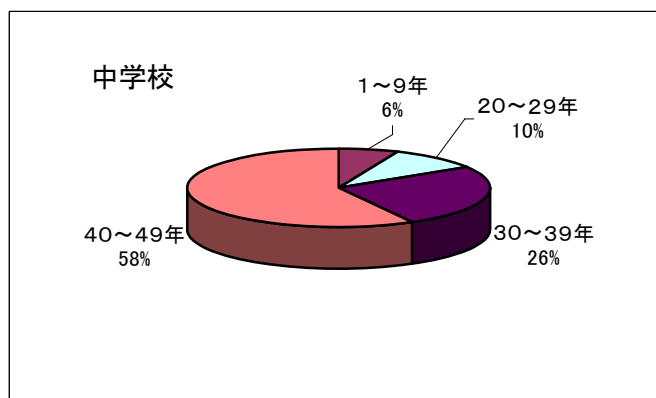


図4 区立小・中学校の築年数の状況（平成19年度末現在）



#### 4 これまでの取り組み

区教育委員会はこれまで、学校の大規模化や小規模化、老朽化等、区立小・中学校の教育環境面の課題に対して、新星中と池尻中の統合による三宿中学校の開設をはじめ、校舎の全面改築や大規模改修、耐震化など様々な取り組みを進めてきました。

小規模校に対しては、少人数指導や部活動等のための人的措置などの支援策のほか、子どもたちの成長にとって、適切な集団で他者と豊かに触れ合い、グループで活動することが重要であることから、学校間連携活動の活性化を図ってきました。各学校でも、学校公開週間やホームページ等を通して積極的に発信し、学校活動の紹介やPRに努める取り組みを進めています。

施設規模に比べて児童・生徒数及び学級数の増加傾向が著しい、大規模化している学校に対しては、臨時的措置として、他の通学区域からの指定校変更による児童・生徒の流入を一時的に制限するほかに、他の用途で使用していたスペースを整備して普通教室として使用するなどの対応を図ってきました。

また、老朽化した学校施設の整備が喫緊の課題となっており、地域の子どもの人口の将来推計に基づいた教室数を確保しながら、学校の全面改築や大規模改修、耐震化などを進めてきました。

平成17年3月の「世田谷区教育ビジョン」策定を受けて、施設整備の面からこれを実現するための基本方針として、平成18年3月には「新たな学校施設整備基本方針」を定めました。この中で、①計画的、効率的な改築の推進②コスト削減③安全性の向上④バリアフリー化の推進⑤地域活用スペースによる地域と一体となった教育の推進⑥環境への配慮などを定め、それまでの改築ペースを見直して、財政需要を平準化しながら改築のペースアップを図っています。改修についても、従来の「壊れたところから直す」方式から計画的な改修への転換を図って効率化を進めています。

学校改築の進捗状況は、完了と計画中进行を合わせて、94校中17校（希望丘中学は昭和57年以降の建築なので改築対象外）となっています。

## 第3部 取り組みの方向・基本的考え方

### 1 取り組みの方向

#### (1) 取り組みの方向

これまで述べてきたような傾向や課題は、児童・生徒数の将来動向などから今後とも続くと予想されます。このままでは、教育環境面だけでなく、学校運営等への影響も懸念されることから、大規模化・小規模化・老朽化の3つの大きな課題を相互に関連づけ、総合的な視点に立って計画的に課題解決に取り組んでいく必要があると考えています。

区立小・中学校の適正規模化・適正配置は、適正な学校規模(※)も念頭に、対象となる学校や地域の状況に応じて、通学区域の見直し、さらには学校統合や学校改築・改修などの方策を併せ用いて、公立学校の魅力を高め、子どもたちにより良い教育環境の実現を目指す取り組みです。

取り組みの方向として、次のように考えています。

- ①学校・保護者・地域等、広く区民と連携し、世田谷区教育ビジョンが目指す子ども像を実現する学校づくり、教育環境の整備を進めます。
- ②子どもたちの学びの場であることを第一とし、地域コミュニティの核、さらには防災拠点としての重要な役割を果たす学校づくりを目指します。
- ③地域教育基盤の充実など、より一層地域とともに子どもを育てる教育を推進します。
- ④将来に向かって共有すべき大切な資産となる学校をつくっていきます。

(※) 適正な学校規模について、国では12～18学級程度を標準としています。

#### (2) 計画化にあたって

教育ビジョンの施策の一つである適正規模化・適正配置を進めるにあたっては、次のとおり国などの施策の動向を踏まえるとともに、実施計画、公共施設整備方針、教育ビジョンにおける他の施策等との整合を図っていく必要があります。

- ①教育関連等の法令改正や学習指導要領の改訂に対応する
- ②世田谷区教育ビジョン第2期行動計画(平成20年度～平成23年度)における他の施策との整合を図る
- ③世田谷区実施計画、行政経営改革計画、公共施設整備方針等との整合を図る
- ④新たな学校施設整備基本方針(平成18年度～平成26年度)を踏まえる
- ⑤児童・生徒数の統計的な推計に基づく検討をすすめ、必要に応じて、将来

推計を見直していく

また、老朽化した学校施設の改築のペースを落とすことなく計画的に改築を進めていくことも重要です。

### (3) 計画の推進

学校の大規模化・小規模化・老朽化等の教育環境に関する課題に対応していくには、基本的な考え方や方策を明らかにするとともに、年次計画を定めて取り組んでいくことが重要です。年次計画は、平成20年度から平成31年度までの12年間を想定し、前期・第1ステップ（平成20年度～平成25年度）と、後期・第2ステップ（平成26年度～平成31年度）に分けて取り組みの方向を明らかにしていきます。

まず、第1ステップでの取り組みとして、具体的な年次計画に基づき施策を進めることとし、第2ステップで、その時点での詳細な児童・生徒数の推計を再度実施した上で、具体的手順等を盛り込んだ年次計画を作って推進していきます。

### (4) 区民参加による施策の推進

これまで区教育委員会は、学校改築など教育環境整備にあたっては、学校や保護者、地域の方々のご意見をいただきながら取り組んできました。今後とも、こうした姿勢を堅持するとともに、児童・生徒の安心・安全の観点のほか、地域コミュニティに学校が果たす重要な役割も考慮していく必要があります。

区立小・中学校の現状や課題、将来像等を示し、基本方針や対応策などを公表して、広く区民のご意見をいただきながら施策を推進していくことが重要です。

- ① 区立小・中学校の適正規模化・適正配置を進めていくため、必要な情報を広く公開し、意見を求めています。広報紙や区のホームページなどを積極的に活用し、パブリックコメントを実施したうえで推進していきます。
- ② 合同学校協議会等を活用し、学校・保護者・地域の方々等、広く学校関係者が参加した推進体制をつくっていきます。
- ③ 地域コミュニティの核、防災拠点としての学校の役割も考慮して計画を進めます。

## 2 基本的な考え方

### (1) 大規模校に対する考え方

学校の大規模化では、児童・生徒数が比較的多い学校であって、今後もさらに増加が予測される場合や、大規模な住宅開発が進むなど、地域で児童・生徒数の顕著な増加が見込まれる場合などがあります。

このうち、施設規模に対して児童・生徒数の増加傾向が顕著で、教室などが不足するおそれのある学校への対応が特に急がれます。指定校変更の制限などとともに、普通教室の増築など抜本的な方策に急ぎ取り組む必要があります。

第1ステップでは、まずこうした観点から、教室不足が懸念され増築などを急ぐ学校を選定して整備を進めます。

その上で、第2ステップで児童・生徒数の推移を再度見極めながら、今後の取り組みについて検討していく必要があります。

### (2) 小規模校に対する考え方

小規模校における一般的な問題点は前述のとおりですが、特に中学校において、次のような理由から一定程度の規模の学校が望ましいと考えられます。

中学校では教科担任制を採用しているため、同一の教科に複数の教員がいない場合は、教科研究などを通して学びあい、学習指導の質を高める機会が少なくなります。これに対して、一定数の教員配置により、教科指導のうえで教員同士が切磋琢磨して、お互いに高めようとする気運が醸成されることが期待されます。また、多様な部活動が可能になり、学校の活性化につながります。さらに、教職員の校務分掌が無理のないものになり、学校運営の円滑化を図ることができます。

区教育委員会では、中学校を核とし、複数の小学校で構成される区域で地域の教育力を高める地域教育基盤の整備・充実に努めています。教育ビジョン第2期行動計画に掲げた、区立小・中学校の魅力をさらに高める「世田谷9年教育」の取り組みを進めるうえでも、中核となる中学校の適正規模化を図ることが重要です。

そこで、第1ステップにおいては、小規模化傾向が続くと見込まれる中学校で、他の学校と隣接している学校について候補校を絞り、①通学区域の見直し、②学校の統合、③改築・改修などの施策を組み合わせ、学校適正規模化に取り組めます。

この取り組みでは、一方の学校敷地を活用して、新しくできる統合後の学校を全面改築する方法なども含め、総合的に検討します。

また、校舎の改築をする場合、3年間ある中学校生活への影響を少なくす

るため、改築工事期間を2年間以内とします。併せて周辺校を含めた通学区域の見直しを進めます。

こうした取り組みを進めるにあたっては、生徒の安心・安全の観点のほか、地域コミュニティ活動や文化・スポーツ活動の場、あるいは身近な防災拠点として、地域の中で学校が果たす重要な役割も考慮する必要があります。

第2ステップでは、児童・生徒数の推移を再度見極めながら、他の小・中学校の小規模校について取り組みの方策を検討していく必要があります。

### (3) 老朽化に対する考え方

老朽化への対応策として、「新たな学校施設整備基本方針(平成18年3月)」において、毎年2校ずつの改築に取り組むこととしています。この中では、①校舎等の老朽度合い、②地域の児童・生徒数の変化、③整備にかかるコスト、④学校、保護者、地域の理解、⑤公共施設整備方針をはじめとする区の総合的な施策などを考慮して、毎年改築校の選定をすることとしています。

また、次期改築校の選定にあたっては、これらに加えて、小規模校、大規模校への対応と関連付けて検討していく必要があります。さらに、学校は避難所ともなることから、学校耐震化の推進も求められているところです。

年2校の改築ペースを堅持し、学校の適正規模化・適正配置を進め、教育環境を総合的に整備していくことが重要です。